

指導検査基準(指定計画相談支援)

令和8年5月18日付

8豊祉障発第551号

豊島区

○根拠法令

「法」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)

「法施行規則」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日厚生労働省令第19号)

「社会福祉法」=社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)

「厚労令第28号」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)

「平24厚労告第125号」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第125号)

「平18厚労告第539号」=こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)

「平27厚労告第180号」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月27日厚生労働省告示第180号)

「障発0330第22通知」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号)

「障発1031001通知」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)

「区指定規則」=豊島区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年3月30日規則第36号)

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
第1 基本方針	<p>(1) 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。</p> <p>(2) 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</p> <p>(3) 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>(4) 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>(5) 指定特定相談支援事業者は、区市町村、障害福祉サービス事業を行う者、介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めているか。</p> <p>(7) 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(8) 指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(9) 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>法第51条の22 厚労令第28号第2条第1項</p> <p>厚労令第28号第2条第2項</p> <p>厚労令第28号第2条第3項</p> <p>厚労令第28号第2条第4項</p> <p>厚労令第28号第2条第5項</p> <p>厚労令第28号第2条第6項</p> <p>厚労令第28号第2条第7項</p> <p>厚労令第28号第2条第8項</p> <p>厚労令第28号第2条第9項</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p>	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専ら指定計画相談支援の職務に従事する相談支援専門員(指定計画相談支援の提供に当たる者として平成24年厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者としてことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」に定めるものをいう。)を、置いているか。(ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</p> <p>(2) (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数(当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数の合計数)が35又はその端数を増すごとに1となっているか。</p> <p>(3) (2)に規定する計画相談支援対象障害者等の数は、前6月の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数となっているか。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定特定相談支援事業所に相談支援員(専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。)を置くことができる。この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定障害児相談支援若しくは指定地域相談支援の事業を行う事業所又は指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。</p> <p>一 当該指定特定相談支援事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八十号)第一号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合しているか。</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成三十年厚生労働省告示第百十五号)に該当する者(当該指定に係る特定相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。)により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されているか。</p> <p>(5) (4)の規定により相談支援員を置く場合における第3の7、11(1)①、11(2)①～⑨まで及び11(3)、12、15、17(1)～(3)、21(1)並びに24(1)及び(2)、の規程の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員又は相談支援員」と読み替えるものとする。</p>	<p>法第51条の24第1項</p> <p>厚労令第28号第3条第1項 障発0330第22通知第二の1(1)</p> <p>厚労令第28号第3条第2項</p> <p>厚労令第28号第3条第3項</p> <p>厚労令第28号第3条第4項</p> <p>厚労令第28号第3条第5項</p>
<p>2 管理者</p>	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>	<p>厚労令第28号第4条 障発0330第22通知第二の1(2)</p>
<p>3 従たる事業所を設置する場合における特例</p>	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員が配置されているか。</p>	<p>平24厚令28号第4条の2第1項、第2項 障発0330第22通知第二の1(3)</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った計画相談支援対象障害者等「以下「利用申込者」という。」に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	<p>法第51条の24第2項</p> <p>厚労令第28号第5条第1項 障発0330第22通知第二の2(1)</p> <p>厚労令第28号第5条第2項 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則第16条第2項 障発0330第22通知第二の2(1)</p>
<p>2 契約内容の報告等</p>	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを区市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p>	<p>厚労令第28号第6条第1項 障発0330第22通知第二の2(2)</p> <p>厚労令第28号第6条第2項 障発0330第22通知第二の2(2)</p>
<p>3 提供拒否の禁止</p>	<p>指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>厚労令第28号第7条 障発0330第22通知第二の2(3)</p>
<p>4 サービス提供困難時の対応</p>	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>厚労令第28号第8条 障発0330第22通知第二の2(4)</p>
<p>5 受給資格の確認</p>	<p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第5条第23項に規定する主務省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等確かめているか。</p>	<p>厚労令第28号第9条 障発0330第22通知第二の2(5)</p>
<p>6 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助</p>	<p>指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>厚労令第28号第10条 障発0330第22通知第二の2(6)</p>
<p>7 身分を証する書類の携行</p>	<p>指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>厚労令第28号第11条 障発0330第22通知第二の2(7)</p>
<p>8 計画相談支援給付費の額等の受領</p>	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができるが、支払いを受けているか。</p>	<p>厚労令第28号第12条第1項 障発0330第22通知第二の2(8)①</p> <p>厚労令第28号第12条第2項 障発0330第22通知第二の2(8)②</p>

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
	<p>(3) 指定特定相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>厚労令第28号第12条第3項 障発0330第22通知第二の2(8)③</p> <p>厚労令第28号第12条第4項 障発0330第22通知第二の2(8)④</p>
9 利用者負担額に係る管理	<p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>厚労令第28号第13条 障発0330第22通知第二の2(9)</p>
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、8(1)の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>厚労令第28号第14条第1項 障発0330第22通知第二の2(10)①</p> <p>厚労令第28号第14条第2項 障発0330第22通知第二の2(10)②</p>
11 指定計画相談支援の具体的取扱方針	<p>(1) 指定計画相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。</p> <p>①指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>②指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>③指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p> <p>(2) 指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。</p> <p>①相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえ作成するよう努めているか。</p> <p>②相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>③相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p>	<p>厚労令第28号第15条第1項第1号 障発0330第22通知第二の2(11)①</p> <p>厚労令第28号第15条第1項第2号</p> <p>厚労令第28号第15条第1項第3号 障発0330第22通知第二の2(11)②</p> <p>厚労令第28号第15条第2項第1号 障発0330第22通知第二の2(11)③</p> <p>厚労令第28号第15条第2項第2号 障発0330第22通知第二の2(11)④</p> <p>厚労令第28号第15条第2項第3号 障発0330第22通知第二の2(11)⑤</p>

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
	<p>④相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>⑤相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行っているか。</p> <p>⑥相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p> <p>⑦相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>⑧相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第5条第23項に規定する主務省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。</p> <p>⑨相談支援専門員は、サービス等利用計画案に法第5条第8項に定める短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。</p> <p>⑩相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>⑪相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。</p> <p>⑫相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(テレビ電話装置等の活用可能。)の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>⑬相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>⑭相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。</p>	<p>厚労令第28号第15条第2項第4号 障発0330第22通知第二の2(11)⑥</p> <p>厚労令第28号第15条第2項第5号 障発0330第22通知第二の2(11)⑦</p> <p>厚労令第28号第15条第2項第6号 障発0330第22通知第二の2(11)⑧</p> <p>厚労令第28号第15条第2項第7号 障発0330第22通知第二の2(11)⑨</p> <p>厚労令第28号第15条第2項第8号 障発0330第22通知第二の2(11)⑩</p> <p>厚労令第28号第15条第2項第9号 障発0330第22通知第二の2(11)⑪</p> <p>厚労令第28号第15条第2項第10号 障発0330第22通知第二の2(11)⑬</p> <p>厚労令第28号第15条第2項第11号 障発0330第22通知第二の2(11)⑭</p> <p>厚労令第28号第15条第2項第12号 障発0330第22通知第二の2(11)⑮</p> <p>厚労令第28号第15条第2項第13号 障発0330第22通知第二の2(11)⑯</p> <p>厚労令第28号第15条第2項第14号 障発0330第22通知第二の2(11)⑰</p>

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
	<p>(3) 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>①相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング(利用者についての継続的な評価を含む。))を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p> <p>②相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第5条第23項に規定する主務省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p> <p>③(2)の①から⑨まで及び⑫から⑭までの規定は、(3)の①に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。</p> <p>④相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>⑤相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</p> <p>⑥相談支援専門員は、利用者が現に指定就労移行支援または指定就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、指定就労移行支援の事業を行う者または指定就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行っているか。</p> <p>⑦相談支援専門員は、利用者が指定就労選択支援を利用している場合には、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、指定就労選択支援の事業を行う者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行っているか。</p>	<p>厚労令第28号第15条第3項第1号 障発0330第22通知第二の2(11)⑱</p> <p>厚労令第28号第15条第3項第2号 障発0330第22通知第二の2(11)⑲</p> <p>厚労令第28号第15条第3項第3号 障発0330第22通知第二の2(11)⑳</p> <p>厚労令第28号第15条第3項第4号 障発0330第22通知第二の2(11)㉑</p> <p>厚労令第28号第15条第3項第5号 障発0330第22通知第二の2(11)㉒</p> <p>厚労令第28号第15条第3項第6号</p> <p>厚労令第28号第15条第3項第7号</p>
12 テレビ電話装置等の活用	<p>相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合は、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接をすることができる。</p> <p>(1) 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域(平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号)に定める地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があるか。</p> <p>(2) 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったか。</p>	<p>厚労令第28号第15条の2第1項 障発0330第22通知第二の2(12)</p> <p>厚労令第28号第15条の2第2項 障発0330第22通知第二の2(12)</p>
13 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	<p>指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p>	<p>厚労令第28号第16条 障発0330第22通知第二の2(13)</p>
14 計画相談支援対象障害者等に関する区市町村への通知	<p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>厚労令第28号第17条 障発0330第22通知第二の2(14)</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
15 管理者の責務	<p>(1) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に、第1から第3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>厚労令第28号第18条第1項 障発0330第22通知第二の2(15)</p> <p>厚労令第28号第18条第2項 障発0330第22通知第二の2(15)</p>
16 運営規程	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項</p>	<p>厚労令第28号第19条 障発0330第22通知第二の2(16)</p>
17 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。（ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。）</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>厚労令第28号第20条第1項 障発0330第22通知第二の2(17)①</p> <p>厚労令第28号第20条第2項 障発0330第22通知第二の2(17)②</p> <p>厚労令第28号第20条第3項 障発0330第22通知第二の2(17)③</p> <p>厚労令第28号第20条第4項 障発0330第22通知第二の2(17)④</p>
18 業務継続計画の策定等	<p>指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>厚労令第28号第20条の2第1項 障発0330第22通知第二の2(18)</p> <p>厚労令第28号第20条の2第2項 障発0330第22通知第二の2(18)</p> <p>厚労令第28号第20条の2第3項 障発0330第22通知第二の2(18)</p>
19 設備及び備品等	<p>指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>厚労令第28号第21条 障発0330第22通知第二の2(19)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
20 衛生管理等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定特定相談支援事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>厚労令第28号第22条第1項 障発0330第22通知第二の2(20)①</p> <p>厚労令第28号第22条第2項 障発0330第22通知第二の2(20)①</p> <p>厚労令第28号第22条第3項 障発0330第22通知第二の2(20)②</p>
21 掲示等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定特定相談支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>厚労令第28号第23条第1項、第2項 障発0330第22通知第二の2(21)①②</p> <p>厚労令第28号第23条第3項 障発0330第22通知第二の2(21)③</p>
22 秘密保持等	<p>(1) 指定特定相談支援事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>厚労令第28号第24条第1項 障発0330第22通知第二の2(22)①</p> <p>厚労令第28号第24条第2項 障発0330第22通知第二の2(22)②</p> <p>厚労令第28号第24条第3項 障発0330第22通知第二の2(22)③</p>
23 広告	<p>指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>厚労令第28号第25条</p>
24 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止	<p>(1) (1)指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者及びその従業員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者から金品その他の財産上の利益を收受していないか。 なお、この「福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人から金品その他の財産上の利益を收受すること」なども当該規定に違反するものである。</p>	<p>厚労令第28号第26条第1項 障発0330第22通知第二の2(23)①</p> <p>厚労令第28号第26条第2項 障発0330第22通知第二の2(23)②</p> <p>厚労令第28号第26条第3項 障発0330第22通知第二の2(23)③</p>

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令
25 苦情解決	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村長が行う調査に協力するとともに、区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>厚労令第28号第27条第1項 障発0330第22通知第二の2(24)①</p> <p>厚労令第28号第27条第2項 障発0330第22通知第二の2(24)②</p> <p>厚労令第28号第27条第3項 障発0330第22通知第二の2(24)③</p> <p>厚労令第28号第27条第4項 障発0330第22通知第二の2(24)③</p> <p>厚労令第28号第27条第5項 障発0330第22通知第二の2(24)③</p> <p>厚労令第28号第27条第6項 障発0330第22通知第二の2(24)③</p> <p>厚労令第28号第27条第7項 社会福祉法第83条、第85条 障発0330第22通知第二の2(24)④</p>
26 事故発生時の対応	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>厚労令第28号第28条第1項 障発0330第22通知第二の2(25)</p> <p>厚労令第28号第28条第2項 障発0330第22通知第二の2(25)</p> <p>厚労令第28号第28条第3項 障発0330第22通知第二の2(25)</p>
27 虐待の防止	<p>指定特定相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか</p> <p>(1) 当該指定特定相談支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>(2) 当該指定特定相談支援事業所、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>(3) (1)(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	<p>厚労令第28号第28条の2 障発0330第22通知第二の2(26)</p> <p>厚労令第28号第28条の2第1項 障発0330第22通知第二の2(26)</p> <p>厚労令第28号第28条の2第2項 障発0330第22通知第二の2(26)</p> <p>厚労令第28号第28条の2第3項 障発0330第22通知第二の2(26)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
28 会計の区分	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	厚労令第28号第29条 障発0330第22通知第二の2(27)
29 記録の整備	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該計画相談支援を提供した日から少なくとも5年以上保存しているか。</p> <p>① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</p> <p>ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画</p> <p>イ アセスメントの記録</p> <p>ウ サービス担当者会議等の記録</p> <p>エ モニタリングの結果の記録</p> <p>③ 計画相談支援対象障害者等に関する区市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>厚労令第28号第30条第1項 障発0330第22通知第二の2(28)</p> <p>厚労令第28号第30条第2項 障発0330第22通知第二の2(28)</p>
30 電磁的記録等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができるか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができるか。</p>	<p>厚労令第28号第31条第1項 障発0330第22通知第三の2</p> <p>厚労令第28号第31条第2項 障発0330第22通知第三の2</p>
第4 届出等 1 変更の届出	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の60で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。</p>	<p>法第51条の25第3項 法施行規則第34条の60</p> <p>法第51条の25第3項 法施行規則第34条の60</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
第5 計画相談支援給付費の算定及び取扱い 1 基本事項	<p>(1) 指定計画相談支援に要する費用の額は、平24厚労告125号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域計画支援に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	法第51条の17第2項 平24厚労告第125号第1号 平18厚労告第539号 平24厚労告125第2号
2 計画相談支援費	<p>(1) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の算定にあたっては、報酬告示及び留意事項通知に基づき、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 減算事由に該当する場合、規定された単位数を所定単位数から適正に減算しているか。</p> <p>(3) 加算を算定する場合、規定された単位数を所定単位数に適正に加算しているか。また、加算の要件を満たしているか。</p>	平24厚労告第125号別表 平27厚労告第180号 平18障発1031001通知第二の1(1)、(12)、(13)、(15)～(18) 平18障発1031001通知第四